

南相馬市スポーツ施設条例及び同条例施行規則の一部改正の概要 並びに施設の運営方針について

1. 改正の趣旨

平成 27 年 11 月から整備している「(仮称)南相馬市パークゴルフ場」については、平成 28 年 10 月 15 日から一部供用開始を予定しており、これに伴い当該施設を関係例規に規定する必要があることから、「南相馬市スポーツ施設条例」及び「同条例施行規則」並びに「南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例」の一部を改正するもの。

2. 改正の内容

(1) 南相馬市スポーツ施設条例

①別表第 1 中「みちのく鹿島球場」の項の次に次のように加える。

南相馬市 パークゴルフ場	南相馬市鹿島区川子字大迫 2 番地
-----------------	-------------------

②別表第 2 中「2 南相馬市民プール及び南相馬屋内市民プール」の項の次に次のように加える。

3 南相馬市 パークゴルフ場	4 月 1 日から 9 月 30 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで 10 月 1 日から 3 月 31 日まで 午前 9 時から午後 4 時まで
-------------------	---

③別表第 3 中「みちのく鹿島球場」の項の次に次のように加える。

3 南相馬市 パークゴルフ場	個人利用 (1 回券)	大人	1 回	500
		高校生以下	1 回	250
	個人利用 (回数券)	大人	12 回	5,000
		高校生以下	12 回	2,500

※施設利用 1 回の料金の設定については、県内の施設と均衡を図るとともに、牛島パークゴルフ場と同一料金とした。また、回数券については、本市の他のスポーツ施設の回数に合わせ、12 回分とした。

※県内施設の状況を勘案し「面貸し」及び「年間券」の規定は設定しない。

④別表第 3 に、新たな項目として「4 附属備品利用料金」を加える。

設備	区分	単位	利用料金 (単位：円)
南相馬市 パークゴルフ場	クラブ	1 回	150
	ボール	1 回	50

※現行規程には備品利用料金に関する規定がないことから、新たに設定することとし、県内の施設と均衡を図るとともに、牛島パークゴルフ場と同一料金とした。

(2) 南相馬市スポーツ施設条例施行規則

①第7条第1項ただし書中「、前川原体育館」の次に「、南相馬市パークゴルフ場」を加える。

(3) 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例

①別表中、みちのく鹿島球場の項の次に、南相馬市パークゴルフ場を加える。(南相馬市スポーツ施設条例の附則で改正する)

※いずれの例規も平成28年10月15日から施行する。

3. 施設の運営方針

(1) 施設の管理運営

平成29年3月までは市の直営により運営し、平成29年4月の全面供用開始からは指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設の管理運営を行うこととする。

指定管理者は、公募により募集することとし、提案内容を審査の上決定することとする。

(2) 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①平成28年7月 | 募集要項の作成 |
| ②平成28年9月下旬から10月下旬 | 募集要項の配布 |
| ③平成28年11月 | 指定管理者の選定 |
| ④平成29年4月～ | 指定管理者による管理運営 |

4. 供用開始後の大会開催に係る利用調整について

条例改正議決後の10月1日号広報紙等により市民周知を図ることとし、大会開催に係る利用調整は次のとおりとする。

①10月17日～10月末の間の大会

PG協会主催及び関係大会のみを開催し、不具合箇所を是正する。

②11月～3月末の間の大会

10月15日まで申し込みを受け付け、大会規模を加味しながら市で利用調整する。

③平成29年4月～平成30年3月の間の大会

1月の広報紙で周知し、1月末までに申し込みを受け付け、大会規模を加味しながら市で利用調整する。

④平成30年4月以降の大会

指定管理者で利用調整する。

※10月15日：第1回市長杯PG大会、16日：(仮称)電力カップPG大会

5. 萱浜ニュースポーツ広場について

萱浜ニュースポーツ広場については、市の土地利用方針が決定するまでの間、暫定的にパークゴルフ、グラウンドゴルフ、ウッドボールに使用させているが、H29.4のパークゴルフ場の供用開始後は、グラウンドゴルフ、ウッドボールでの使用にするよう調整していく。

○南相馬市スポーツ施設条例（抜粋）

（名称及び位置）

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（開館時間等）

第14条 スポーツ施設の開館時間又は開場時間は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用料金の納付等）

第21条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
小高体育センター	南相馬市小高区関場一丁目77番地
小高東部運動場	南相馬市小高区蛭沢字藤沼50番地の1
小高中部運動場	南相馬市小高区関場二丁目29番地
小高西部運動場	南相馬市小高区飯崎字北原51番地
小高片草運動場	南相馬市小高区片草字南原46番地の1
鹿島体育館	南相馬市鹿島区横手字川原186番地の1
千倉体育館	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉20番地
前川原体育館	南相馬市鹿島区角川原字前川原69番地の1
千倉グラウンド	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地の1
前川原グラウンド	南相馬市鹿島区角川原字前川原69番地の1

千倉テニスコート	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地の1
みちのく鹿島球場	南相馬市鹿島区南右田字榎内146番地の1
雲雀ヶ原陸上競技場	南相馬市原町区中太田字天狗田96番地
夜の森公園テニスコート	南相馬市原町区三島町一丁目88番地
南相馬市テニスコート	南相馬市原町区高見町一丁目5番地
南相馬市弓道場	南相馬市原町区三島町一丁目67番地の1
南相馬市野球場	南相馬市原町区桜井町二丁目166番地
南相馬市民プール	南相馬市原町区桜井町二丁目166番地
南相馬屋内市民プール	南相馬市原町区小川町553番地の1
小川町体育館	南相馬市原町区小川町322番地の1
南相馬市サッカー場	南相馬市原町区高見町一丁目5番地
北新田運動場	南相馬市原町区北新田字諏訪231番地の1
北新田野球場	南相馬市原町区北新田字諏訪231番地の3
南相馬市相撲場	南相馬市原町区桜井町二丁目333番地
栄町柔剣道場	南相馬市原町区栄町二丁目42番地

別表第2（第14条関係）

施設区分	開館時間又は開場時間
1 小高体育センター、小高東部運動場、小高片草運動場（テニスコート）、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、千倉テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市野球場、小川町体育館、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場	午前9時から午後9時まで
2 南相馬市民プール及び南相馬屋内市民プール	午前9時30分から午後8時まで
3 上欄に掲げる施設以外の施設	午前9時から午後5時まで

別表第3 (第21条関係)

1 基本施設利用料金

施設	区分			単位	利用料金 (単位：円)		
小高体育 センター	競技場全面 貸切り利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	1,140	
				市外	1時間	1,710	
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	2,280	
				市外	1時間	2,850	
		営利目的の場合			1時間	3,990	
		競技場半面 貸切り利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	570
					市外	1時間	850
				体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	1,140
	市外				1時間	1,420	
	営利目的の場合			1時間	1,990		
	個人利用 (1回券)	大人		1回	100		
		高校生		1回	50		
		小中学生		1回	20		
	個人利用 (回数券)	大人		12回	1,000		
高校生		12回	500				
小中学生		12回	200				
小高東部 運動場	全面貸切り 利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	無料	
				市外	1時間	630	
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	無料	
				市外	1時間	1,050	
		営利目的の場合			1時間	1,470	
小高中部 運動場	全面貸切り 利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	無料	
				市外	1時間	630	
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	無料	
				市外	1時間	1,050	

		営利目的の場合			1時間	1,470	
小高西部 運動場	全面貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	無料	
				市外	1時間	630	
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	無料	
				市外	1時間	1,050	
		営利目的の場合			1時間	1,470	
小高片草 運動場 (運動場)	全面貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	無料	
				市外	1時間	630	
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	無料	
				市外	1時間	1,050	
		営利目的の場合			1時間	1,470	
小高片草 運動場 (テニス コート)	1面貸切り 利用	非営利目的の場合		市内	1時間	1,050	
				市外	1時間	1,570	
		営利目的の場合			1時間	3,670	
	個人利用 (1回券)	大人		1回		200	
				高校生		1回	100
				小中学生		1回	50
	個人利用 (回数券)	大人		12回		2,000	
				高校生		12回	1,000
				小中学生		12回	500
	個人利用 (年間利用 券)	大人		年間		6,000	
				高校生		年間	3,000
				小中学生		年間	1,500
	鹿島体育 館	競技場全面 貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,140
市外					1時間	1,710	
体育競技以外を目的とする場合				市内	1時間	2,280	
				市外	1時間	2,850	
営利目的の場合			1時間	3,990			
	競技場半面	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	570	

	貸切り利用	非営利目的の場合	する場合	市外	1時間	850
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,420
		営利目的の場合				1時間
	個人利用(1回券)	大人			1回	100
		高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用(回数券)	大人			12回	1,000
		高校生			12回	500
		小中学生			12回	200
	多目的ホール1区画貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	210
				市外	1時間	310
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	420
				市外	1時間	520
		営利目的の場合				1時間
千倉体育館	競技場全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,710
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,280
				市外	1時間	2,850
		営利目的の場合				1時間
	競技場半面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	570
				市外	1時間	850
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,420
		営利目的の場合				1時間
	個人利用(1回券)	大人			1回	100
		高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用	大人			12回	1,000

	(回数券)	高校生			12回	500
		小中学生			12回	200
前川原体育館	競技場全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,710
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,280
				市外	1時間	2,850
		営利目的の場合			1時間	3,990
	競技場半面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	570
				市外	1時間	850
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,420
		営利目的の場合			1時間	1,990
	個人利用(1回券)	大人			1回	100
		高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用(回数券)	大人			12回	1,000
高校生			12回	500		
小中学生			12回	200		
千倉グラウンド	全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	無料
				市外	1時間	630
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	無料
				市外	1時間	1,050
		営利目的の場合			1時間	1,470
前川原グラウンド	全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	無料
				市外	1時間	630
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	無料
				市外	1時間	1,050
		営利目的の場合			1時間	1,470
千倉テニ	1面貸切り	非営利目的の場合		市内	1時間	1,050

スコート	利用			市外	1時間	1,570
		営利目的の場合				1時間
	個人利用 (1回券)	大人			1回	200
		高校生			1回	100
		小中学生			1回	50
	個人利用 (回数券)	大人			12回	2,000
		高校生			12回	1,000
		小中学生			12回	500
	個人利用 (年間利用 券)	大人			年間	6,000
		高校生			年間	3,000
小中学生			年間	1,500		
みちのく 鹿島球場	全面貸切り 利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	700
				市外	1時間	1,050
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	1,400
				市外	1時間	1,750
		営利目的の場合				1時間
雲雀ヶ原 陸上競技 場	全面貸切り 利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	520
				市外	1時間	780
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	1,040
				市外	1時間	1,300
		営利目的の場合				1時間
	個人利用 (1回券)	大人			1回	100
		高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用 (回数券)	大人			12回	1,000
		高校生			12回	500
小中学生			12回	200		
個人利用 (年間利用 券)	大人			年間	3,000	
	高校生			年間	1,500	

	券)	小中学生		年間	600
夜の森公園テニスコート	1面貸切り利用	非営利目的の場合	市内	1時間	260
			市外	1時間	390
		営利目的の場合		1時間	910
	個人利用 (1回券)	大人		1回	100
		高校生		1回	50
		小中学生		1回	20
	個人利用 (回数券)	大人		12回	1,000
		高校生		12回	500
		小中学生		12回	200
	個人利用 (年間利用券)	大人		年間	3,000
高校生		年間	1,500		
小中学生		年間	600		
南相馬市テニスコート	1面貸切り利用	非営利目的の場合	市内	1時間	1,050
			市外	1時間	1,570
		営利目的の場合		1時間	3,670
	個人利用 (1回券)	大人		1回	200
		高校生		1回	100
		小中学生		1回	50
	個人利用 (回数券)	大人		12回	2,000
		高校生		12回	1,000
		小中学生		12回	500
	個人利用 (年間利用券)	大人		年間	6,000
高校生		年間	3,000		
小中学生		年間	1,500		
南相馬市弓道場	全面貸切り利用	非営利目的の場合	市内	1時間	520
			市外	1時間	780
		営利目的の場合		1時間	1,820
	個人利用	大人		1回	100

	(1回券)	高校生		1回	50	
		小中学生		1回	20	
	個人利用 (回数券)	大人		12回	1,000	
		高校生		12回	500	
		小中学生		12回	200	
	個人利用 (年間利用 券)	大人		年間	3,000	
		高校生		年間	1,500	
		小中学生		年間	600	
	南相馬市 野球場	全面貸切り 利用	非営利目的 の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間
				市外	1時間	780
体育競技以外を目 的とする場合			市内	1時間	1,040	
			市外	1時間	1,300	
営利目的の場合			1時間	1,820		
南相馬市 民プール	全面貸切り 利用	非営利目的の場合		市内	1時間	2,100
				市外	1時間	3,150
		営利目的の場合			1時間	7,350
	一部貸切り 利用	非営利目的の場合		市内	1時間	1,050
				市外	1時間	1,570
		営利目的の場合			1時間	3,670
	個人利用 (1回券)	大人		1回	100	
		高校生		1回	50	
		小中学生		1回	30	
	個人利用 (回数券)	大人		12回	1,000	
高校生		12回	500			
小中学生		12回	300			
南相馬屋 内市民プ ール	全面貸切り 利用	非営利目的の場合		市内	1時間	6,300
				市外	1時間	9,450
		営利目的の場合			1時間	22,050
	一部貸切り	非営利目的の場合		市内	1時間	3,150

	利用			市外	1時間	4,710
		営利目的の場合				1時間
	個人利用 (1回券)	大人			1回	500
		高校生			1回	200
		小中学生			1回	100
	個人利用 (回数券)	大人			12回	5,000
		高校生			12回	2,000
		小中学生			12回	1,000
	個人利用 (年間券)	大人			年間	15,000
		高校生			年間	6,000
小中学生			年間	3,000		
小川町体 育館	競技場全面 貸切り利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,710
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	2,280
				市外	1時間	2,850
		営利目的の場合				1時間
	競技場半面 貸切り利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	570
				市外	1時間	850
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,420
		営利目的の場合				1時間
	個人利用 (1回券)	大人			1回	100
		高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用 (回数券)	大人			12回	1,000
高校生			12回	500		
小中学生			12回	200		
多目的ホー ル1区画貸	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	210	
			市外	1時間	310	

	切り利用		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	420
				市外	1時間	520
		営利目的の場合			1時間	730
南相馬市 サッカー 場	全面貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,050
				市外	1時間	1,570
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,100
				市外	1時間	2,620
		営利目的の場合			1時間	3,670
北新田運 動場（第 1 運 動 場）	全面貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	630
				市外	1時間	940
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,260
				市外	1時間	1,570
		営利目的の場合			1時間	2,200
	半面貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	310
				市外	1時間	460
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	620
				市外	1時間	770
		営利目的の場合			1時間	1,080
北新田運 動場（第 2 運 動 場）	全面貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	420
				市外	1時間	630
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	840
				市外	1時間	1,050
		営利目的の場合			1時間	1,470
	半面貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	210
				市外	1時間	310
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	420
				市外	1時間	520
		営利目的の場合			1時間	730
	個人利用	大人			1回	100

	(1回券)	高校生		1回	50	
		小中学生		1回	20	
	個人利用 (回数券)	大人		12回	1,000	
		高校生		12回	500	
		小中学生		12回	200	
	個人利用 (年間利用券)	大人		年間	3,000	
		高校生		年間	1,500	
		小中学生		年間	600	
	北新田野 球場	全面貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間
				市外	1時間	780
体育競技以外を目的とする場合			市内	1時間	1,040	
			市外	1時間	1,300	
営利目的の場合			1時間	1,820		
南相馬市 相撲場	全面貸切り 利用	非営利目的の場合		市内	1時間	710
				市外	1時間	1,060
		営利目的の場合			1時間	2,480
	個人利用 (1回券)	大人		1回	110	
		高校生		1回	60	
		小中学生		1回	30	
	個人利用 (回数券)	大人		12回	1,100	
		高校生		12回	600	
		小中学生		12回	300	
	個人利用 (年間利用券)	大人		年間	3,300	
高校生		年間	1,800			
小中学生		年間	900			
栄町柔剣 道場	講和室全面 貸切り利用	非営利目的の場合		市内	1時間	1,050
				市外	1時間	1,570
		営利目的の場合			1時間	3,670
	講和室半面	非営利目的の場合		市内	1時間	520

貸切り利用		市外	1時間	780
	営利目的の場合		1時間	1,820
柔剣道場全面貸切り利用	非営利目的の場合	市内	1時間	1,050
		市外	1時間	1,570
	営利目的の場合		1時間	3,670
	柔剣道場半面貸切り利用	非営利目的の場合	市内	1時間
市外			1時間	780
営利目的の場合		1時間	1,820	
個人利用 (1回券)	大人		1回	100
	高校生		1回	50
	小中学生		1回	20
個人利用 (回数券)	大人		12回	1,000
	高校生		12回	500
	小中学生		12回	200
個人利用 (年間利用券)	大人		年間	3,000
	高校生		年間	1,500
	小中学生		年間	600

備考

- 1 「市内」とは、利用する者が南相馬市に住所又は勤務先若しくは通学先を有する場合をいい、「市外」とは、その他の場合をいう（以下同じ。）。
- 2 小高体育センター、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館及び小川町体育館の個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から正午まで
 - (2) 正午から午後3時まで
 - (3) 午後3時から午後5時まで
 - (4) 午後5時から午後7時まで
 - (5) 午後7時から午後9時まで
- 3 小高片草運動場（テニスコート）、千倉テニスコート及び南相馬市テニスコートの個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午前11時まで
 - (2) 午前11時から午後1時まで
 - (3) 午後1時から午後3時まで
 - (4) 午後3時から午後5時まで
 - (5) 午後5時から午後7時まで
 - (6) 午後7時から午後9時まで
- 4 雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート及び北新田運動場（第2運動場）の個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 午前9時から正午まで
 - (2) 正午から午後5時まで
- 5 南相馬市弓道場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 午前9時から正午まで
 - (2) 正午から午後5時まで
 - (3) 午後5時から午後9時まで
- 6 南相馬市民プール及び南相馬屋内市民プールの個人利用1回における利用時間の区分は、次のとおりとする。
- (1) 午前9時30分から午前11時30分まで
 - (2) 午後0時30分から午後2時30分まで
 - (3) 午後3時から午後5時まで
 - (4) 午後6時から午後8時まで
- 7 南相馬市民プール及び南相馬屋内市民プールの一部貸切り利用は、プール半面貸切りとする。
- 8 貸切り利用する者が入場者から入場料を徴収する場合の利用料金は、この表の10割増しとする。

2 附帯設備利用料金

設備	区分	単位	利用料金 (単位：円)
みちのく鹿島球場ス	非営利目 体育競技を目的と	市内	1時間 100

コアボード、南相馬市野球場スコアボード	非営利目的の場合	する場合	市外	1時間	150
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	200
			市外	1時間	250
	営利目的の場合			1時間	350
みちのく鹿島球場本部席	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	100
			市外	1時間	150
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	200
			市外	1時間	250
	営利目的の場合			1時間	350
みちのく鹿島球場放送設備、南相馬市野球場放送設備	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	100
			市外	1時間	150
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	200
			市外	1時間	250
	営利目的の場合			1時間	350
南相馬市民プール更衣ロッカー				1回	20
温水シャワー				1回	100

備考

- 1 暖房を利用する場合は、燃料費の実費相当額を徴する。
- 2 貸切り利用する者が入場者から入場料を徴収する場合の利用料金は、この表の10割増しとする。

3 電気設備利用料金

設備	区分	単位	利用料金 (単位：円)
小高東部運動場	1面	1時間	2,100
小高片草運動場(テニスコート)	1面	1時間	200
千倉グラウンド	1面	30分	1,050
千倉テニスコート	1面	1時間	200

南相馬市野球場	全灯	1時間	6,940
	半灯	1時間	3,470
南相馬市テニスコート	1面	1時間	200

○南相馬市スポーツ施設条例施行規則（抜粋）

（利用手続）

第7条 条例第15条第1項の規定によりスポーツ施設の利用許可を受けようとする者は、スポーツ施設利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小高体育センター、小高片草運動場（テニスコート）、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館、雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市民プール、南相馬屋内市民プール、小川町体育館、北新田運動場第2運動場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用については、当日申請するものとする。

- 2 前項の申請書は、利用しようとする日の前日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、スポーツ施設の利用許可の申請について、当該施設を利用しようとする日の属する月の1月前の初日（1月にあつては、4日）から、別に定める方法によりその予約の受付を行い、最も早く予約をした者を予約申請者に決定するものとする。ただし、指定管理者においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

○南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例

(使用料又は利用料金の免除)

第2条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者のうち次に掲げる者（以下「免除対象障がい者」という。）及び当該免除対象障がい者の介護のため現に同伴する者のうち規則で定める者（その者が2人以上いるときは、1人に限る。以下「免除対象介護者」という。）が別表の左欄に掲げる公の施設を利用するときは、当該公の施設に係る条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる使用料又は利用料金を全額免除する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、当該使用料又は利用料金は、免除しない。

- (1) 営利又は営業上の目的で公の施設を利用する場合
- (2) 当該公の施設の利用が貸切利用の場合において、免除対象障がい者が当該公の施設を利用する者（免除対象介護者を除く。）の半数に満たないとき。

(市長による管理)

第3条 別表の左欄に掲げる公の施設のうち、当該施設の管理を市長が行う必要が生じた場合は、同表右欄に掲げる利用料金を使用料と読み替えるものとする。

別表（第2条、第3条関係）

公の施設（名称）	使用料又は利用料金
小学校及び中学校の多目的ホール、屋内運動場及び校庭	南相馬市公の施設等の使用に関する条例（平成18年南相馬市条例第90号）第3条に規定する使用料
児童館の事務室以外の室	

老人福祉センター	南相馬市老人福祉センター設置条例（平成18年南相馬市条例第117号）第21条に規定する利用料金
保健センター	南相馬市保健センター条例（平成18年南相馬市条例第129号）第7条に規定する使用料
南相馬市小高保健福祉センター	南相馬市小高保健福祉センター条例（平成18年南相馬市条例第130号）第8条に規定する使用料
北泉海浜総合公園の有料公園施設（宿泊施設を除く。）	南相馬市都市公園条例（平成18年南相馬市条例第146号）第11条に規定する使用料
南相馬市労働福祉会館	南相馬市労働福祉会館条例（平成18年南相馬市条例第152号）第23条に規定する利用料金
ふれあいハウス及び村上キャンプ場	南相馬市ふれあいハウス及び村上キャンプ場条例（平成18年南相馬市条例第154号）第22条に規定する利用料金
ハートランドはらまち（宿泊施設を除く。）	南相馬市農業農村活性化施設条例（平成18年南相馬市条例第162号）第7条に規定する利用料金
南相馬市就業改善センター	南相馬市就業改善センター条例（平成18年南相馬市条例第165号）第6条に規定する使用料
南相馬市鹿島農村環境改善センター（万葉ふれあいセンター）	南相馬市鹿島農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成18年南相馬市条例第176号）第5条に規定する使用料
生涯学習センター	南相馬市生涯学習センター条例（平成18年南相馬市条例第195号）第8条に規定する使用料
小高体育センター	南相馬市スポーツ施設条例（平成18年南相馬市条例第199号）第21条に規定する利用料金
小高東部運動場	
小高中部運動場	
小高西部運動場	

小高片草運動場テニスコート	
鹿島体育館	
千倉体育館	
前川原体育館	
千倉グラウンド	
前川原グラウンド	
千倉テニスコート	
みちのく鹿島球場	
雲雀ヶ原陸上競技場	
夜の森公園テニスコート	
南相馬市テニスコート	
南相馬市弓道場	
南相馬市野球場	
南相馬市民プール	
南相馬屋内市民プール	
小川町体育館	
南相馬市サッカー場	
北新田運動場	
北新田野球場	
南相馬市相撲場	
栄町柔剣道場	
南相馬市鹿島生涯学習センター	南相馬市生涯学習センター条例（平成18年南相馬市条例第195号）第8条に規定する使用料
南相馬市スポーツセンター	南相馬市スポーツセンター条例（平成18年南相馬市条例第201号）第21条に規定する利用料金
南相馬市馬事公苑（宿泊施設を除く。）	南相馬市馬事公苑条例（平成18年南相馬市条例第202号）第20条に規定する利用料金
南相馬市立博物館	南相馬市立博物館条例（平成18年南相馬市条

	例第203号) 第4条に規定する観覧料
南相馬市鹿島B&G海洋センター	南相馬市鹿島B&G海洋センター条例(平成18年南相馬市条例第208号)第21条に規定する利用料金
野馬追通り銘醸館	南相馬市野馬追通り銘醸館条例(平成18年南相馬市条例第237号)第20条に規定する利用料金
南相馬市牛島パークゴルフ場	南相馬市牛島パークゴルフ場条例(平成19年南相馬市条例第18号)第7条に規定する使用料
道の駅南相馬	南相馬市道の駅条例(平成19年南相馬市条例第2号)第20条に規定する利用料金
南相馬市民情報交流センター	南相馬市民情報交流センター条例(平成21年南相馬市条例第32号)第12条に規定する使用料
南相馬市大町地域交流センター	南相馬市大町地域交流センター条例(平成26年南相馬市条例第14号)第12条に規定する使用料
南相馬市かしま交流センター	南相馬市かしま交流センター条例(平成26年南相馬市条例第18号)第23条に規定する利用料金
南相馬市サービスエリア利活用拠点施設	南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例(平成26年南相馬市条例第28号)第24条に規定する利用料金
真野交流センター	南相馬市真野交流センター条例(平成27年南相馬市条例第43号)第23条に規定する利用料金